

防衛装備庁訓令第9号

防衛装備庁の職員である自衛官の階級別定数の管理運用に関する訓令を次のように定める。

平成27年10月1日

防衛装備庁長官 渡辺 秀明

防衛装備庁の職員である自衛官の階級別定数の管理運用に関する訓令

改正 平成29年 3月24日庁訓第 3号

改正 平成29年 3月30日庁訓第 9号

改正 平成30年 3月30日庁訓第 2号

改正 平成31年 3月25日庁訓第 2号

改正 令和 2年 3月31日庁訓第 5号

改正 令和 3年 3月31日庁訓第 3号

改正 令和 4年 3月25日庁訓第 1号

改正 令和 5年 3月15日庁訓第 5号

改正 令和 6年 3月28日庁訓第15号

(趣旨)

第1条 この訓令は、防衛装備庁の職員である自衛官（

以下「防衛装備庁自衛官」という。)の階級ごとの定数(以下「階級別定数」という。)の管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(階級別定数)

第2条 防衛装備庁自衛官の階級別定数は別表に定めるとおりとする。

(階級別定数の管理)

第3条 防衛装備庁自衛官の階級別定数は、防衛装備庁長官が管理する。

(階級別定数の流用)

第4条 階級別定数は、上位の階級別定数に欠員がある場合で、その欠員数の範囲内で、当該階級別定数を当該階級における下位の階級別定数に流用する場合のほか、流用してはならない。

2 前項の流用の決定は、防衛装備庁長官が行う。

(階級別定数管理簿)

第5条 防衛装備庁長官は、階級別定数の管理運用の適性を期するため、別記様式による階級別定数管理簿を

作成し、整理しなければならない。

附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日庁訓第3号）（抄）

（施行期日）

この訓令は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成29年3月30日庁訓第9号）（抄）

（施行期日）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日庁訓第2号）（抄）

（施行期日）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日庁訓第2号）（抄）

（施行期日）

この訓令は、平成31年3月26日から施行する。

附 則（平成31年3月28日庁訓第3号）（抄）

（施行期日）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日 庁訓第 5 号）（抄）

（施行期日）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日 庁訓第 3 号）（抄）

（施行期日）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 25 日 庁訓第 1 号）（抄）

（施行期日）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 15 日 庁訓第 5 号）（抄）

（施行期日）

この訓令は、令和 5 年 3 月 1 6 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日 庁訓第 1 5 号）（抄）

（施行期日）

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

組織 防衛装備庁

	総数	階 級													
		陸将 海将 空将	陸将補 海将補 空将補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	
定数	407	3	7	52	65	122	103	25	5	2	5	10	5	3	

別記様式（第5条関係）

階級別定数管理簿

組織 防衛装備庁

設定又は改訂 年月日	総数	陸将 海将 空将	陸将補 海将補 空将補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉

准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	備考